府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）の施行に伴い、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年二月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条～第八条　（略）	**第一条～第八条**　（略）
（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）	（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）
第九条　法第十四条第一項の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	**第九条**　法第十二条第一項の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（指定金融機関に係る指定の申請等）	（指定金融機関に係る指定の申請等）
第十条　法第十五条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第十五による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。	**第十条**　法第十三条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第十五による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

四　法第十五条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第十五条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第十五条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第十五条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第十一条　法第十五条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第十五条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第十二条　法第十五条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第十三条　法第十六条第二項の規定による届出は、様式第十六による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第十四条　指定金融機関は、法第十七条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　法第十三条第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第十三条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第十三条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　主務大臣は、法第十三条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第十一条　法第十三条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～七　（略）

（法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者）

第十二条　法第十三条第四項第三号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定金融機関の商号等の変更の届出）

第十三条　法第十四条第二項の規定による届出は、様式第十六による届出書により行わなければならない。

（業務規程の変更の申請等）

第十四条　指定金融機関は、法第十五条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十七による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）